

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年 2月22日

分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局

九頭竜川ダム統合管理事務所長 岡村 政彦



1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達案件等の名称及び数量 九頭竜川ダム統管清掃業務 1式
(電子入札対象案件)
- (2) 調達案件等の概要 入札説明書による
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成23年3月31日まで
- (4) 履行場所 九頭竜川ダム統合管理事務所(福井県大野市中野29-28)外3箇所
- (5) 入札方法
 - ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
 - ② 原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。
 - ③ 電報及び郵便による入札は認めない。
- (6) 電子入札システムの利用
本案件は、証明書等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。
なお、電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

2. 競争参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22年4月1日より資格が有効となる平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の近畿地域または東海北陸地域の競争参加資格申請を行っている者であること。申請者が「会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

ア、更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）

イ、許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（写しでも可）

ウ、上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記（2）の書類を提出している者を除く。）
- (4) 本店、支店又は営業所が近畿地域または東海北陸地域にあること。
- (5) 競争参加資格確認申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (6) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (7) 平成17年度以降において、本件清掃業務と同種の請負契約実績があることを証明した者であること。

なお、同種の請負契約実績とは、一契約当たり建物延べ面積 1,500 m²以上の清掃業務の契約実績をいい、平成21年度内に完了する予定のものも含む。

- (8) 本業務に従事させることとする「業務管理責任者」は、上記（7）の請負契約実績と同一又は同種の業務に関する統括管理の経験を有することを証明した者であること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先
〒912-0021 福井県大野市中野29-28
近畿地方整備局 九頭竜川ダム統管理事務所 総務課 総務係
電話0779-66-5300（内線214）
- (2) 入札説明書の交付場所 上記（1）に同じ
- (3) 入札説明書の交付期間 平成22年2月22日から平成22年3月4日までの
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時00分から
17時00分まで
- (4) 入札説明書の交付方法
書面により交付を行う。
なお、郵送による交付を希望する場合は交付場所に問い合わせること。
- (5) 電子入札システムのURL及び問い合わせ先
国土交通省電子入札システム
<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>
- (6) 電子入札システムによる入札書類データ（証明書等）、及び紙入札方式による証明書等の受領期限

平成22年3月5日 16時00分

(7) 電子入札システムによる入札書、及び紙入札方式による入札書の受領期限

平成22年3月31日 12時00分

(8) 開札の日時及び場所

平成22年4月1日 10時00分

近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 入札室

(9) 本業務は、平成22年度予算が成立されることを条件とした入札であり、当該契約にかかる平成22年度の予算成立が4月2日以降となった場合は、落札決定及び契約は予算成立日以降とする。

また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

① 紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに必要な証明書等を上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。

② 電子入札システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに必要な入札書類データ(証明書等)を上記3(5)に示すURLに提出しなければならない。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した入札及び電子入札システムを利用するためのICカードを不正に使用した者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 分任支出負担行為担当官は、証明書の技術審査を行い、証明書等審査結果通知を発行するものとする。入札書の提出は、審査結果に合格した者のみができるものとする。

(7) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(8) その他 詳細は入札説明書による。